

## 千歳市宿泊税検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千歳市における宿泊税導入の検討を行うため、千歳市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、市長に対して提言を行う。

- (1) 宿泊税制度に関する事項
- (2) 宿泊税の使途に関する事項
- (3) その他宿泊税の導入に関する必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

### (委員等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 宿泊事業者
  - (2) 観光関係者
  - (3) 経済団体関係者
  - (4) 旅行業関係者
  - (5) 学識経験者
- 2 委員の任期は、依頼日から第2条に掲げる事項が終了するまでとする。
  - 3 委員に対する報酬は、支給しない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴きくことができる。
- 4 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光スポーツ部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項があるときは、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。